

Teyl-JAPAN 産前産後休学制度利用申請書

申請日 20 年 月 日

受講者 ID _____ 受講者氏名 _____ 印

下記の通り産前産後休学制度の利用を申請いたします。

記

出産予定日	20 年 月 日	
休学希望期間 (*1)	開始日 20 年 月 日	計 日
	終了日 20 年 月 日	
休学中の連絡先	〒 - 電話番号 - -	
緊急連絡先	氏名	
	TEL - - MAIL @	
通院医療機関印または医師のサインと医療機関名記載(*2)		

(*1)休学希望日は申請日の10日前まで遡って希望することが可能です。それ以上過去に遡って申請することはできません。

(*2) 通院医療機関の受付印(領収書や処方箋などに利用されるもの)または、医療機関名の記載とかかりつけ医師のサインのいずれかが必要です。

産前産後休学規定

- 産前産後休暇制度は出産および産前産後に伴う母体保護の見地から認められている休学制度であり、育児・介護・疾病による休学他、その他いかなる理由における休学にはご利用いただけません。
- 休学希望期間は休学申請日から10日前までとします。
- 産前産後休暇は過去に遡って申請することはできません。ただし、前述2)は例外とし、過去10日までは過去に遡って申請は可能です。
- 休学希望期間は開始日、終了日の両日を入れ(両端入れ)最大90日までとします。また当制度は休学期間を分割してご利用いただくことはできません。再度当制度をご利用いただく場合は、休学期間終了から満1年の期間が必要です。
- 多胎の妊娠による期間の伸長はありません。また実際の出産日がずれた場合の産後期間の伸長・短縮はありません。
- 申請結果はメールで返信し、開始・終了に伴うご連絡は致しません。
- 休学申請後、休学期間中はTutorへの質問・課題提出はできないものとします。休学期間中に、課題に関するご質問、課題提出が行われた場合は、その時点で復学とみなし、受講を再開とさせていただきます。予めご了承ください。休学希望期間中に早めて復学を希望する場合にはTeyl-JAPAN事務局にお申し出をお願い申し上げます。
- 休学申告の許諾については事務局判断となり、その判断理由については一切回答できません。

上記規定に同意する場合は「同意する」に✓を入れてください。なお、✓がない場合は、当制度のご利用はできません。

同意する。

上記、必要事項を記載し、原本を以下のTeyl-JAPAN事務局までお送りください。(申請日前事務局必着)なお、原本の返却は致しません。予めご了承ください。

株式会社エドベック Teyl-JAPAN 事務局
神奈川県横浜市中区山下町 25-15 フェーチャー山下町 7F

TEL: 045-226-5494